

令和6年8月1日

行動計画

妊娠・出産・復職時における支援のありかたを検討し、子育てを行う労働者等の職場生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境を整備する。

1. 計画期間

令和6年8月1日～令和9年7月31日までの3年間

2. 内容

- 目標① 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度についてのパンフレットを作成し、全職員に配布し制度の周知を図る。
- ② 男性の子育て目的の休暇制度を導入する。
- ③ 産前産後休業、育児休業、育児休業給付等の諸制度の周知を行う。
- ④ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを図る。

《対策》

- ① 令和6年8月～
全職員へのアンケート調査、検討開始
制度に関するパンフレットを作成・配布し全職員への周知を図る。
- ② 令和6年8月～
従業員の具体的なニーズの調査を行い、制度の詳細に関する検討開始。
制度導入、運用を開始し、全職員に対して周知・啓発を行う。
- ③ 令和6年8月～
産前産後休業及び育児休業制度についてのポイント等をまとめ、全職員に配布する。
- ④ 令和6年8月～
育児休業を安心して取得出来るように代替要員（新規または内部）の確保が出来るよう業務内容、業務体制等の見直しをする。